

積立型定期預金規定

令和4年1月1日改定

1. 預金の預入れ等

- (1) この預金の預入れは、1回100円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (2) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れることができます。

2. 証券類の受け入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. 期間、継続の方法等

- (1) この預金は、預入れの都度、各々の3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金とします。
- (2) 期日指定定期預金は、継続の停止または解約の申出のない限り最長預入期限に元利合計額でもって期日指定定期預金として継続します。
- (3) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

4. 預金の支払時期

この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

- (1) 満期日は、預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以後最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対して1ヵ月前までに通知を必要とします。なお、満期日は、口座番号単位もしくは預入単位毎に指定することができます。
- (2) 前項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (3) 第1項により定められた満期日から1ヵ月経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとします。なお、この場合同時に継続停止の申し出がなかったものとし、引続き最長預入期限に継続の取扱いをします。

5. 利息

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - ① 1年以上2年未満の場合 店頭表示の期日指定定期預金の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上の場合 店頭表示の期日指定定期預金の「2年以上」の利率
(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) 第1項の利率は、毎週月曜日にそれぞれ変更します。

この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 当金庫がこの預金を第7条第1項により満期日前にこの預金を解約する場合および第7条第3項の規定により解約する場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6ヵ月以上1年未満 2年以上利率×40%

- ③ 1年以上1年6ヵ月未満 2年以上利率×50%
- ④ 1年6ヵ月以上2年未満 2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 2年以上利率×90%

ただし、②から⑥については、解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率とします。

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。6. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金は、第7条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。

7. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
- ① 預金者が統一印鑑票・共通印鑑票の届け出時または預積金印鑑票の届け出時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）
 - B. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - C. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - D. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - E. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - F. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

8. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) この預金の通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、改印手続や通帳の再発行手続を完了した後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳・証書を再発行する場合、当金庫店頭備え付け「手数料のご案内」記載の手数料をいただきます。

9. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出前に当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその補助人、保佐人、後見人、任意後見人もしくはそれらの承継人は取消を主張しません。

10. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金債権、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて預金債権の質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

12. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとし、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうへ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、当該契約者の保証債務から相殺するものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は契約書等の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について契約書等の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. 規定の変更等

- (1) この規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および取扱期間、金額、金利、手数料その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上